

愛媛県液晶ディスプレイ広告実施に係る仕様書

1 事業の目的

広告取扱業者は、県運転免許センター内に設置する液晶ディスプレイ（以下「ディスプレイ」という。）での広告を希望する広告主を募集し、これを実施するものとし、県はこれを承諾することにより事業を実施する。

2 広告の方法

広告の方法は、県運転免許センター内にディスプレイを設置し広告主の広告を流す方法とするが、具体的な内容は企画コンペにより決定する。

3 広告期間

平成25年4月1日～平成27年3月31日

4 広告時間

月～金曜日、日曜日の8：30～17：15
※土曜日、祝日、年末年始を除く

5 県が広告実施のために提供する箇所等

県運転免許センター内に設置するディスプレイ、その設置箇所は企画コンペにより決定する。

6 広告対象者

平成22年度の県運転免許センターにおける年間外来者数は約27万人。

7 広告取扱業者との契約期間

原則、契約日から平成27年3月31日までとする。

8 広告取扱業者の選定

提案業者から広告方法等の企画案、広告料の提示を受け、総合的に勘案の上、決定し、広告取扱業者は1社とする。

9 ディスプレイの設置等

広告に必要なディスプレイ等の物品、人員及び設置に係る費用並びに電気代（電気代の計測器含む）等は、広告取扱業者の責任及び負担で準備するものとする。

なお、広告を実施した箇所は、広告取扱業者の責任で原状に回復しなければならない。

10 広告内容等の審査

広告取扱業者は、広告主及び実施しようとする広告の内容について、あらかじめ

県の審査を受けるものとする。

なお、広告取扱業者は、県から広告内容等の修正の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

11 広告取扱業者の責務

広告取扱業者は、広告内容その他の広告実施に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

なお、広告取扱業者は、広告の実施により県及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

12 企画書の作成、提出等

提案業者は、次の内容を記載した企画書を県に提出するものとする。

(1) 広告方法等

- ① 広告の方法（どのような業者の、どのような広告を行うのか等）
- ② ディスプレイの設置箇所及び台数（ディスプレイをどこに、どのように置くのか等）
- ③ ディスプレイの規格（ディスプレイのサイズ）

(2) 広告料金

- ① 広告料金（2年間、1年間、1月の広告料金）

(3) その他

- ① クレーム対応（外来者から広告内容に対するクレームがあった際の対応等）
- ② 広告内容の変更（広告主及び広告内容について県が不適切と判断した際の対応等）
- ③ 広告の明示（広告内容等が県と直接関係がないことを明確にするための方法等）